

品川区障害児通所支援事業運営補助金交付要綱

制定 平成27年4月1日 区長決定 要綱 第396号

改正 令和2年4月1日 区長決定 要綱 第215号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の2の2に規定する児童発達支援および放課後等デイサービスを行う事業所(以下「事業所」という。)に対し、重症心身障害児および法第56条の6第2項に規定する人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児(以下「医療的なケアが必要な児童」という。)を受け入れるために看護職員(保健師、助産師、看護師または准看護師をいう。以下同じ。)を配置する場合において、補助金を交付することにより、重症心身障害児および医療的なケアが必要な児童が、身近な地域で安心して療育が受けられるよう環境整備を促進し、多様化する障害児支援の充足を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(補助対象事業所)

第3条 この要綱における補助対象となる事業所は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 区内の事業所であること。
- (2) 法第21条の5の3に規定する東京都知事の指定を受け、主として重症心身障害児を通所させる事業所であること。
- (3) 事業所と週1回以上の定期的な利用契約を締結した区内在住の利用者(重症心身障害児および医療的なケアが必要な児童に限る。)が、補助金を申請した年度を通じて常時6人以上いること。ただし、区長がやむを得ないと認める場合にあってはこの限りでない。
- (4) 重症心身障害児および医療的なケアが必要な児童を受け入れるために、看護職員を配置している事業所であること。

(補助金額)

第4条 補助金は、事業所が障害児通所支援事業を実施するに当たり、重症心身障害児および医療的なケアが必要な児童を受け入れるために要した経費に対して、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1事業所につき、5,000,000円を上限額とする。

2 前項の補助金については、年度途中で事業を開始した場合にあっては、前項ただし書の補助金の上限額を12で除した額に当該年度における事業実施期間月を乗じた額を上限とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業所は、品川区障害児通所支援事業運営補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、区長に、提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、品川区障害児通所支援事業運営補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 区長は、前項の規定による決定に際して、必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた事業所(以下「補助金交付決定事業所」という。)は、前条第1項の規定による通知を受けた後、区長に対し、品川区障害児通所支援事業運営補助金請求書(第3号様式)により請求を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定による補助金の交付請求を受けたときは、関係書類を審査し、適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金交付決定事業所は、補助事業が完了したとき、または補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、品川区障害児通所支援事業運営補助金実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

(決定の取消し等)

第9条 区長は、この要綱に定める補助金交付決定事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件、この要綱に基づく命令または法令に違反したとき。

2 区長は前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(準用)

第10条 補助金の交付にあたっては、この要綱に定めるもののほか、品川区補助金等交付規則(昭和39年品川区規則第4号)に定めるところによるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の適用について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

(適用期日)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

品川区長あて

法人所在地

法人名

事業所名

（事業所所在地： ）

代表者名

品川区障害児通所支援事業運営補助金交付申請書

品川区障害児通所支援事業運営補助金について、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 年度事業計画書
- (2) 年度歳入歳出予算書
- (3) 児童福祉法第21条の5の15の規定に基づき、知事による指定を受けた書類の写し
- (4) 利用対象者名簿
- (5) その他

第2号様式（第6条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

品川区長

印

品川区障害児通所支援事業運営補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった品川区障害児通所支援事業運営補助金について、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

1 交付対象事業所名

2 交付決定額 金 円

3 その他

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

品川区長あて

法人所在地

法人名

事業所名

（事業所所在地： ）

代表者名

㊟

品川区障害児通所支援事業運営補助金請求書

品川区障害児通所支援事業運営補助金について、下記のとおり申請します。

記

1 請求額 金 円

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長あて

法人所在地

法人名

事業所名

（事業所所在地： ）

代表者名

品川区障害児通所支援事業運営補助金実績報告書

年 月 日付 号にて交付決定を受けた品川区障害児通所支援事業運営補助金について、下記のとおり事業実績を報告します。

記

- 1 年間利用人数

- 2 添付書類
 - (1) 年度歳入歳出決算書
 - (2) 年度提供実績記録票
 - (3) 利用対象者名簿
 - (4) その他